

取扱区分:「公開」

第33回周南市都市計画審議会

(書面開催)

結 果

注. 意見の内容についてはその要旨を記載しております
(意見そのものの記載ではありません)

第33回都市計画審議会議事録

- 1 開催方法 書面開催
- 2 委員 目山直樹会長・佐伯哲治委員・山下敏彦委員・佐野弘委員・
江崎加代子委員・佐々木照彦委員・中村富美子委員・福田吏江子委員・
細田憲司委員・田村尚志委員・松本幸司委員・長岡克典委員・
田中義啓委員・内山浩昭委員（代理 水谷公威）・内山美保委員・
宮川柚菜委員
- 3 事務局 都市整備部長 有馬善己
都市政策課 原課長・岸村補佐・原田係長・松岡
- 4 関係人 公園花とみどり課 河村課長・重国補佐・守田
- 5 傍聴者 書面による開催により傍聴者なし
- 6 報告事項 ① 周南市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の改訂について
- 7 結果 別紙「周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨
と市の考え方」及び「周南市緑の基本計画(改訂)(素案)に対する意見の
要旨と市の考え方」参照

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	全体	従前の計画の進捗状況について、市としての総括を示していただきたい。	現行計画では、まちづくりの方針とそれに関する施策について取りまとめたものです。事業については、個々の事業の中で進捗管理をしていますことをご理解ください。
2	全体	新しい計画において、もし方針等を大きく転換されたものがあれば、その理由なり、背景をお示しいたきたい。	上位計画である県が定める「都市計画区域マスタープラン」の改訂、また、本市で定める「周南市立地適正化計画」の策定等があり、整合を図っています。ただし、今回の改訂では、都市計画マスタープランの構成や「目標年次」、「基本理念」等については踏襲しており、大きく転換したものではありません。
3	全体	前回審議会における都市計画区域マスタープランの議論の中で、市の都市計画マスタープランに反映したいと回答した部分の該当箇所を示していただきたい。 審議会での審議を、継続性を保ちながら尊重するうえでも、その点に対する配慮が必要と思われる。	審議会の意見を踏まえて素案に反映しています。
4	全体	公民連携について 「公民連携」は、総合計画のどの部分を受けているのか。 下位の計画の中で、このことを位置づけるなら、具体的な記述とする必要がある。 総合計画「9.都市経営」9-2-5.市民参画の推進では、公民連携まで、踏み込んだ記述となっていない。 都市計画の提案制度など、ツールや仕組みはありながら、周南市の都市計画で具体化している実績が少ないのではないかと。 公民連携の具体的なイメージを、都市計画マスタープランの中で示しておかないと、市民側からの具体的なアプローチは取りにくいのではないかと。	「9-2-5市民参画の推進」に加え、「9-3-6多様な主体との連携」を受けています。 公民連携の具体的なイメージは、第VI章(P199)に参考として都市計画提案制度について記載しています。

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
5	全体	「協働」から「連携」に変えているが、まちづくりにおいて何がどう変わるのか、どういうイメージで変わるのかわからないので言葉を変えた影響を示してほしい。	「協働」とは、同じ目的を達成するために複数の人々が協力して働くことで、「連携」とは同じ目的をもつ人同士が協力し合って物事を行うことと認識しています。これからのまちづくりにおいては、協力し合って物事を行う方が言葉として合っていると考え「連携」に変更しました。
6	全体	今後の都市計画の課題は、新規事業よりも維持管理と考える。我が市は県内でも4番目の延長の道路を保有しているが、老朽化した道路の陥没や補修しなければならない箇所が散見される、新規道路建設と合わせて維持管理費用予算の確保をすべきではないか。	維持管理については、第IV章 3.都市施設整備の方針 3-1(2)④安心・安全な道路ネットワークの機能の充実に追記します。(P99) (個別事業に係る事項) 予算については、適切に予算要望を行っています。
7	各章表紙	各章の表紙は子どもの絵画が削除された。殺風景である。親しみが持てるような工夫を。	各章の表紙につきましては、デザインを検討します。
8	目次	1章から6章まで、計画概要が分かるように目次を策定したらどうか。	目次を策定します。
9	第I章 1.都市計画プラン の背景と目的 (P2)	従来なかった“美しい自然”を強調しているが、自然と都市は多くの場合対立概念であり、本計画におけるそれぞれの定義(対象)を明確にすべきである。また、“まちの緑”を“自然”というのは誤りとする。	ここでの自然とは、本市の南側に位置する瀬戸内海の多島海、北側の広大な山稜などを指しており、都市とは徳山駅などの各駅周辺を中心とする商業・業務地や住宅地、工業地などのことを指しています。“美しい自然”というのは、基本理念の一部であると、ご理解ください。 都市計画では本市全体の自然環境と都市の中の緑も自然としてとらえています。

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
10	第Ⅰ章 1.都市計画プランの背景と目的(P2)	“持続可能な都市づくり”とは何か。SDGsはやや大きすぎる(関係の薄い項目も多く、焦点を絞って言及するならよい)。	“持続可能な都市づくり”とは人口減少社会においても、生活環境を維持し、持続できる都市経営を実現するため、福祉・医療・商業等の都市機能や居住機能等が適正に配置・誘導されたコンパクトで暮らしやすい都市の構築を図り、地域の特性に応じた生活圈づくりを進めることです。 SDGsについては、上位計画であるまちづくり総合計画にも記載されていることから、都市計画マスタープランにおいても持続可能なまちづくりとして記載しています。
11	第Ⅰ章 1.都市計画マスタープランの背景と目的(P4) 第Ⅳ章 6.都市防災の方針(P119～121)	第2次周南市まちづくり総合計画 後期基本計画との整合総合計画の「4. 安全安心」「7-2.暮らしやすい都市環境の整備」の内容と合致しているか。 総合計画側の位置づけが、表現として弱いように感じられてならない。 都市計画マスタープランとの整合性をより具体的に示してほしい。 また、今後、上位計画である総合計画側にフィードバックされるのであれば、そのことも説明していただきたい。	第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画の内容及び都市計画区域マスタープランの内容と整合を図り、都市防災について内容を反映させています。 「第Ⅰ章1-3都市計画マスタープラン見直しの目的と要約」に第Ⅳ章都市づくりの基本方針、第Ⅴ章地域別構想に内容を反映させた旨を記載します。 (P4)
12	第Ⅱ章 4.都市の現況(P34)	グラフが従前は昭和60年から平成16までで7期の表示で変遷がわかるが、改定案ではH24とH28の2期だけで移り変わりが分かりにくい。 5期程度は掲載したほうがいいのでは。	H26年までの商業統計調査を追記します。 (P34)
13	第Ⅱ章 4.都市の現況(P46)	太華山は山頂付近が瀬戸内海国立公園第2種特別地域に指定され、所在地は大島半島の北半分をカバーする檜浜地区内であり、檜浜地区は都心部地区と位置付けられている。島しょ部との記述は誤りで、第3種と同列の取扱いも不相当である。 部分改良案: ~に基づいて、大島半島の太華山山系と、島しょ部の～。～公園のうち、大島半島の太華山山頂付近、仙島、黒髪島や、石城山県立～ ※注: 黒髪島全域は誤り	記載を変更します。 (P46)

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
14	第Ⅱ章 4.都市の現況 (P48)	DID(人口集中地区)のことが示されているが、基準の40人/haを下回っているとあるが、計画ではこの数値をどのようにしたいのか。そのことによって住みやすい地区となるのか。立地適正化計画との整合性はどうか。達成の目標数値をしめすことはできないか。	DIDの数値は、本市の現状として記載しています。将来人口の推計値については、立地適正化計画と整合を図っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計値と整合をとっています。 また、目標数値については周南市立地適正化計画の中で居住促進区域内人口密度を定めていますが、本計画では都市動向の現状としてお示していますのでご理解ください。
15	第Ⅲ章 1.都市づくりの主要課題(P60)	P60の1-1(1)の4行目に「都市のスポンジ化」の記述がありますが、用語解説の中で説明されたらどうか。	用語の解説に追記します。
16	第Ⅲ章 1.都市づくりの主要課題(P61)	Society5.0をうたうにあたって、前段の整理が十分か、いま一度、ご確認いただきたい。 この言葉は、まだまだ認知度が低いように感じている。 スマート社会の記述だけでは、不十分ではないだろうか。 都市計画マスタープランに記述するのであれば、ていねいな説明を設けていただきたいと思う。	第Ⅲ章1都市づくりの主要課題(5)スマートシティの推進に、農耕時代のSociety1.0から始まり、現代社会がデータ収集型のSociety4.0等の説明を追記します。 (P61)
17	第Ⅲ章 1.都市づくりの主要課題(P61)	支所は行政事務の拠点であると考えるが、Society5.0、スマートシティの推進において、行政サービスの提供の仕方も変わってくると考える(来庁・来所しなくても手続きができる等)。 3-2将来都市構造(1)都市拠点の中では、旧マスタープラン内と変わらず支所を拠点としている。 これから広義的な地域活動の拠点は市民センターやコミュニティセンターとなるという考え方も必要だと思う。 併せて、これからの支所や本庁といった行政拠点の役割を整理し、行政サービスの提供の仕方の変化など、機能が小さくなっていく方向も踏まえて都市計画を考えないといけないと思う。	現在、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進しており、あわせてスマートシティが進むことで変化する社会に対応したまちづくりを考えていきます。

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
18	第三章 3.都市の将来像 (P72、73)	夫々6文節と2文節に分けて記述されているが、自然公園に該当する記述がない。独立の文節として、記述してはどうか。周南市は国立公園特別地域とコンビナートが近接している全国的にも稀有な存在であることをPRしては如何。 例:大島半島の太華山は徳山駅から車で山頂直下に30分で到達でき、瀬戸内海国立公園第2種特別地域に指定され、山頂から東西多島海景観、コンビナートの全景と街並み、中国山地など360度の眺望が楽しめます。	第V章 2.都心部地域 2-3まちづくりの整備方針 (5)都市景観形成の方針 2)自然的景観の形成に追記します。 (P141)
19	第四章 3.都市施設整備の方針(P98、101)	公共交通に関わる事項について 立地適正化計画によって、都市機能誘導区域の設定と、そこへの重点的な都市機能整備を位置づけるようになった。 周南市のような地方都市では、都心地区と郊外縁辺、さらに山間地域などで公共交通の利用に格差がある。都心の都市機能を周辺地域の住民が享受するためには、移動の確保が課題である。高齢化する住民のニーズに応じた公共交通サービスのあり方や充実が望まれる。 都心地区への機能誘導とリンクした公共交通の充実・強化について、都市計画マスタープランとして、さらに踏み込んだ記述に発展させてほしい。	3.都市施設整備の方針 3-1交通施設整備の方針(1)基本的な考え方 1)交通ネットワーク・機能の充実」および「(2)主要な施設の整備の方針 2)公共交通」に追記します。 (P98、101)
20	第四章 3.都市施設整備の方針(P100)	各道路の位置づけの一覧表があるが、(※路線名は都市計画道路)とある表記を、補助幹線道路の枠内に入れてはどうか。	(※路線名は都市計画道路)を補助幹線道路の枠内に入れます。 (P100)
21	第四章 4.自然環境の保全及び都市環境形成の方針(P108)	ナベヅル渡来地、“瀬戸内海国立公園の島々”、錦川、などと十把ひとからげに羅列しただけの記述には、積極的に整備保全していく意気込みがうかがえない。都市公園の延長でなく、自然公園法に基づき環境省中国四国環境事務所や県の整備方針などを参考にされたい。	第四章 4.自然環境の保全及び都市環境形成の方針 4-1(2)2)自然環境の保全に関係機関と連携し保全を図る旨を追記します。 (P108)

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
22	第IV章 5.都市景観形成の方針(P116)	“島しょ部、海岸線”でなく、“太華山”を特記すべき。市のランドマーク的存在を外してはならない。 視対象としての自然海岸線しか関心がないように取れる。視座としての太華山の重要性が理解されていない。	太華山についても追記します。 また、第V章地域別構想の都心部地域(5)都市景観形成の方針にて、太華山について記載しています。 (P116)
23	第V章 2.都心部地域(P133)	臨海工業地帯の写真があるが、鮮明なものに。	写真を鮮明なものに変更します。 (P133)
24	第V章 2.都心部地域	P136 歩行者・自転車の安全性… P137 駐車場・駐輪場 P142 高齢者などにやさしい… 現在移動手段として公共機関(バス)、自動車、自転車、徒歩があると思いますがP5でマスタープランは令和10年度を目標とした計画とのことなので将来予測は難しいですが今後、高齢者の比率が増えることを考えると特にお年寄りの移動手段が車、徒歩からスモールモビリティや電動車、電動自転車等に急速に変化する可能性が考えられると思われる。	第IV章 3.都市施設整備の方針 3-1(2)④安心・安全な道路ネットワークの機能の充実、7.その他の都市整備の方針7-1(2)2)高齢者などにやさしい移動手段の確保の方針の検討で考え方を追記します。 (P99、123)
25	第V章 2.都心部地区(P138) 3.西部地区(P151)	近年の甚大な豪雨災害への対策として、夜市地区や久米地区の河川管理も改めてしっかりと対応を検討すべき。	夜市地区については、第V章3.西部地域の(3)都市施設整備の方針3)③河川の安全性の確保において、計画的に改修・整備を促進する旨を記載しています。 久米地区については、第V章2.都心部地域の(3)都市施設整備の方針5)④において、計画的に改修・整備を促進する旨を記載しており、現在準用河川隅田川の改修・整備を進めています。
26	その他	「国土強靱化地域計画」「周南道路」「多様な主体」の用語説明の加筆を。 (特に周南道路については賛否両論あるがこれは別として、内容が市民に周知されていないと考える。)	「国土強靱化地域計画」は第II章 1.上位計画に概要を記載しています。 「周南道路」は用語の解説の「地域高規格道路」に追記します。 「多様な主体」は用語の解説に追記します。

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市都市計画マスタープラン(改訂)(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
27	その他	県道下松―新南陽線の東への延伸を早期実現して欲しい。	(個別事業にかかわる事業) 引き続き、県道下松新南陽線については、県へ要望して参ります。

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市緑の基本計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	全体	従前の計画の進捗状況について、市としての総括を示していただきたい。	緑の基本計画は、「都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、将来の緑のあり方、方針及び施策内容についてとりまとめたものです。施策のうち、実績値があるものについては第IV章に記載しています。個別事業については、個々の事業の中で進捗管理をしていますことをご理解ください。
2	全体	新しい計画において、もし方針等を大きく転換されたものがあれば、その理由なり、背景をお示しいただきたい。	「第2次周南市まちづくり総合計画」のような上位・関連計画との整合、及び社会情勢の変化やこれを背景とした「都市緑地法及び都市公園法の改正」について、改訂計画へ反映させています。ただし、今回の改訂では、緑の基本計画の全体構成、目標年次、基本理念等については踏襲しており、大きく転換したものではありません。
3	全体	オープンスペースという表現が、いろいろな要素を含むので用語解説が有るものの分かりづらい	「オープンスペース」は建物等に遮断されない空間であり、「緑とオープンスペース」は都市公園や森林・河川・道路・公共施設の空地・民有地の樹木等を包括する概念として位置づけられ、緑の基本計画においては幅広い意味の「緑地」とほぼ同義であると定義しています。第I章3-1.【緑地の分類】表に、「緑とオープンスペース」の語句を追記します。 (P7)
4	全体	「オープンスペース」の字句が出てくる。都市部においては重要な問題ととらえるが、本市においてはどのような状況にあるのか。都市部と同様に力を入れていかなければいけない理由は何か。数値で示すことが出来れば理解できる。	国の政策として、機能としての「緑」の量の確保から「緑とオープンスペース」の質の向上へ転換し、緑を通じたまちづくりを進めることを今後の重要な課題としています。本市においても緑とオープンスペースが一定量確保されていることから、既存の緑とオープンスペースをどう活かしていくか、多機能な空間を使いこなすことで、豊かな都市づくりにいかに貢献するか、という視点で取り組みを進めていきます。

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市緑の基本計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
5	全体	基本計画における「緑」とは何か。定義されていないので曖昧な理解による混同が目立つ。緑は都市・まちにある植栽、小さい森の公園など(都市公園)をいうのか、眺望の利く山岳や山間地・島しょ部のように広がりを持つ森林などで自然公園法に該当する公園(自然公園)をいうのか、または両者の総称なのか。本計画は都市計画マスタープランとセットの位置づけであるが、所管部課の性格からか公園の記述が都市公園に偏り、自然公園が脱落や軽視されている。	本計画において「緑」とは、樹林地、農地、水辺地やこれらに類する土地が単独で若しくは一体となって良好な自然環境を構成しているもので、都市公園、街路樹、公共施設や民有地の植栽地を含めた総称を表しています。また、緑の基本計画は「都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施する」ことを目的として策定していることから、都市における緑地の中核となる「都市公園」に関する内容を中心に記載しています。
6	全体	「緑の基本計画」という立派な名称で各地域・部門に配慮したのは分かるが、都市公園所管意識が先行し自然公園(法)が薄くなっている。国立公園太華山に市・県外から多数の来客人山者があり増えている事実と理由を考えてほしい。整備計画の見直しが必要と考える。	緑の基本計画は「都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施する」ことを目的に策定しています。内容は主に都市計画区域内における緑に関する方針や施策について定めており、都市における緑地の中核である「都市公園」に関する内容を中心に記載しています。
7	各章表紙	1章から6章までの表紙について、これまでは子どもの絵画を入れていたが、改訂では削除されている。殺風景で親しみが持てない。工夫すべきである。	各章の表紙には、周南市に関する「花」の写真を挿入することで対応したいと考えます。
8	目次	配付された素案の資料は、「第1章緑の基本計画とは 1.目的 2.役割 3.策定」とあり、この形式が第6章まで続く。これではいちいちページをめくらないと見たいところの部分が出てこない。目次を策定し、全体の計画概要が分かるようしたらどうか。	目次については、今後作成し添付する予定です。
9	第I章 1. 緑の基本計画の背景と目的(P2)	緑の育成は脱炭素社会に貢献するので、カーボンニュートラルの字句を入れてはどうか。	周南市環境基本計画において、基本方針に低炭素社会の実現が位置づけられています。関連計画との整合を図る意味で、「低炭素社会の実現」の表現とし、本文に追記します。 (P2)

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市緑の基本計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
10	第Ⅱ章 2-5(7)その他の公園 (P32)	国立公園に関し、誤りや不適当な記述例: 「周南市の島しょ部は瀬戸内海国立公園に指定され、太華山には鼓海の森がある」詳細略	「瀬戸内海国立公園」に関する記載について、太華山を含んだ内容へ修正します。 (P32)
11	第Ⅱ章 2-7(3)[住宅地緑化] (P40)	住宅の緑地化で生垣設置の内容が出ているが、市の推進施策として例えば「生垣設置条例」を制定するなどして、将来展望を示してはどうか。	緑の基本計画における方針として、市民の緑化意識の高揚・啓発に取り組み、住宅地の緑化推進を図りたいと考えます。 (P40)
12	第Ⅱ章 3.緑に関する市民の意向からみた課題 (P42)	改訂前は市民アンケート結果などから課題を出しているが、改訂では「計画策定時」に課題を抽出したとしているが、計画策定時とは当初の平成20年の時か、それとも今か。「市民の緑に対する意識や考えを踏まえて」としているが、考え方の根拠は何か。	平成20年時点に、市民アンケートやワークショップ等より抽出された課題のことを示しています。 (P42)
13	第Ⅱ章 4-1(1)環境保全システムからみた解析・評価 (P44)	4. 緑の保全・創出に向けた課題(写真) 〈表題〉太華山から望む瀬戸内 ⇒太華山から望む笠戸湾 説明文に“大島半島太華山山系”を追加挿入	「市街地を囲む緑」を構成する瀬戸内海を表現するための写真であることから、表題は【太華山から望む瀬戸内海】とします。説明文について、内容を修正します。 (P44)
14	第Ⅱ章 4-2(1)都市の骨格となる緑の保全・育成と自然との共生 (P51)	なぜ太華山を除外するのか。 太華山は山頂付近が瀬戸内海国立公園第2種特別地域に指定され、所在地は大島半島の北半分をカバーする榑浜地区内であり、榑浜地区は都心部地区と位置付けられているので島しょ部ではない。大島半島は徳山湾の東南側を抱くように位置して周南市の緑の骨格の一部をなす。なお黒髪島、仙島は第3種特別地域であり、第2種の太華山とは重要度が違う。	「瀬戸内海国立公園」に関する記載について、太華山を含んだ内容へ修正します。 (P51)

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市緑の基本計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
15	第三章 【基本方向①】 (3)水辺の保全 (P61)	(3)水辺の保全(右写真) <表題>太華山から望む瀬戸内海 ⇒太華山から望む徳山湾(鼓海)に変更	「瀬戸内海に面する美しい自然環境・景観」を表現するための写真であることから、表題は【太華山からの望む瀬戸内海】のままとします。 (P61)
16	第三章 【基本方向②】 (3)循環型の都市づくり (P63)	伐採木や剪定枝の有効活用による緑のリサイクル促進のような循環型の都市づくりは必要、バイオマス材の利活用も推進すべき。	緑の基本計画における方針は、第三章【基本方向②】(3)循環型の都市づくり で示すとおりです。 (施策全体にかかわる事項) 伐採木や剪定枝の有効活用による緑のリサイクルシステムやバイオマス材の利活用について、今後も積極的に推進していきます。
17	第三章 【基本方向③】 (1)3)日常的な健康づくりの場となる公園 (P64)	3)で健康遊具のことが示されているが、「地域住民に身近な存在として、気軽に簡単な体操や運動等ができるように施設の管理に努めます」とある。現在、健康遊具が何か所の公園等に整備されているか分からないが、この文言では健康遊具の設置拡充は無いように思える。健康器具の管理だけでなく、ないところには設置していくという字句を挿入して欲しい。併せて整備計画を。	緑の基本計画における方針として、街区公園等の身近な公園においては、少子高齢化の進行による地区の人口構成の変化等により、地域の特性やニーズに合致した公園づくりを進めることから、このことに配慮し本文の内容を修正します。 (P64)

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市緑の基本計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
18	第Ⅲ章 【基本方向③】 (P65) 【基本方向④】 (P66) 【基本方向⑤】 (P69) 【基本方向⑨】 (P77)	第2次周南市まちづくり総合計画 後期基本計画の「7. 生活基盤」 「7-2.暮らしやすい都市環境の整備」の内容と合致しているか？総合計画側の位置づけが、表現として弱いように感じられてならない。緑の基本計画側との整合性を示してほしい。また、今後、上位計画である総合計画側にフィードバックされるのであれば、そのことも説明していただきたい。	第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画の内容と整合し、緑の基本計画では第Ⅲ章に内容を反映させています。 主な記載内容は次の4点です。 [記載内容] (1)老朽化に対応した長寿命化対策 (2)社会情勢の変化に対応した公園の再編 (3)街路樹や公園樹木の適切な維持管理 (4)地域住民・事業者・行政の連携した取組 (P65,66,69,77)
19	第Ⅲ章 【基本方向③】 (P65) 【基本方向⑤】 (P69)	長期計画では既存の樹木をどの程度活用してどの程度新しく植樹する予定なのか？緑化重点地区も含め既に周南市内に植えてある桜やクスノキ、イチョウの木等々うまく活かして欲しい。	緑の基本計画における方針は、 【基本方向③】 【基本方向⑤】 で示すとおりです。 (個別事業にかかわる事項) 既存樹木については、利用者の安全確保を最優先に、緑が景観や生物多様性の確保等の役割を発揮できるよう、また、地域の特徴や意向に配慮した適切な維持管理を図っていきます。 (P65,69)
20	第Ⅲ章 【基本方向④】 (1)公園・緑地に基本的な方向性 (P66)	「都市計画道路の見直し方針」のように、都市計画公園においても全体的な土地の利用について今一度整理することが必要だと思う。その際に、担当課だけの見直しではなく、各関係課との調整や計画の整合性、統一的な見直しであるとより良いと考える。	緑の基本計画における方針は、第Ⅲ章 【基本方向④】 (1)公園・緑地の基本的な方向性 で示すとおりです。 (施策全体にかかわる事項) 都市公園の見直し検討にあたっては、まちづくりの方針や市民のニーズに合致した、将来の公園・緑地のあり方について、地区の人口構成や土地利用の動向、周辺の公共施設の配置等を勘案し、関係各課との調整を図りながら、都市計画公園を含め都市公園全体で、適正な配置や機能の再編、整備について検討を進めます。 (P66)

第33回周南市都市計画審議会(書面開催)

周南市緑の基本計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
21	第三章 【基本方向⑧】 (1)1)眺望地の保全・活用 (P74)	(1)1)眺望地の保全・活用 <表題>太華山からの眺望 ⇒太華山から望む笠戸湾 上記と重複するので差し替え	「眺望点からの美しい景色」を表現するための写真であることから、表題は【太華山からの眺望】のままとします。 (P74)
22	第三章、第四章 【基本方向⑤】 (1)公共空間の緑化 1)道路の緑化 (P69,100)	「緑によるうるおいあるまちなみの創出」としながら、周南のシンボル：ワシントンヤシは大きく育ちすぎたという理由で伐採された。この種類の木が大木化することは最初からわかって植えたのではないのか。シンボルになるまで50年もの間育て、それを見守ってきた市民の感情は切る時には汲まれなかった。徳山駅新幹線口から産業道路へ向かう道路沿いの大きな街路樹もバッサリ切られた。今後植樹の計画をするならば、その樹木の特性も考慮し、育ちすぎたから伐採するというようなことのなきよう、くれぐれも熟考し樹木等を選定して欲しい。植えるのも育てるのも、維持するのも全てコストがかかる。無駄な費用をかけないよう最初に考えておくべき。	緑の基本計画における方針は、【基本方向⑤】(1)1)道路の緑化で示すとおりです。 (個別事業にかかわる事項) 街路樹については、地域の特性及び意向を把握し、並びに樹木の性質や特徴を十分考慮したうえで、適正な配置と樹種の選定に努めます。 (P69,100)
23	第三、第四章 【基本方向⑤】 (1)公共空間の緑化 1)道路の緑化 (P69,100)	整備された街路樹通りは美しいが、落ち葉の管理や清掃は地域住民の善意に頼っている現実もあり、市民の高齢化を考えると今後は益々厳しくなる、市として管理できる範囲で維持管理をやりきれないといけない。計画と予算のバランス、維持管理を含め今後のあり方を良く検討して欲しい。	緑の基本計画における方針は、【基本方向⑤】で示すとおりです。 (個別事業にかかわる事項) 街路樹については、老木化・大木化しているものも多く、維持管理の負担は年々増加している状況であることから、この対応として、長期的な管理計画を作成し、樹木の質の向上を図っていくとともに、市民と一体となった管理の仕組みづくりや、効果的・効率的な維持管理のため、公民連携手法の導入を検討します。 (P69,100)

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市緑の基本計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
24	<p>第Ⅲ、Ⅳ章 【基本方向⑨】 公民連携による 緑のまちづくりの 推進 (P75～77) (P107～110)</p>	<p>公民連携の具体的なイメージを緑の基本計画に示しておかないと、市民側からの具体的なアプローチは取りにくいのではないかと、行政(公)側で用意する「公民連携」のメニューも示すべきではないだろうか。</p>	<p>公民連携の具体的な取り組みを、従前から実施しているものを含め、【基本方向⑨】において示しています。市民との協働(公園愛護会活動やアドプト制度、花いっぱい運動、ゆめ花博の成果を活かしたまちづくり活動支援事業等)や、事業者との連携(PFI、P-PFI、指定管理者制度等)を、具体的な施策として示しています。また、公民連携の模式図や市民参画形態について図を記載しています。</p> <p>(P75～77,107～110)</p>
25	<p>第Ⅲ、Ⅳ章 【基本方向⑨】 (P75～77) (P107～110)</p>	<p>ハードの整備、ハードの利活用の部分とソフトウェアの充実、公民連携のためのソフト施策をより具体的に示したほうが、今後の活動に有効につながるように思う。</p>	<p>ハードの整備・利活用、ソフトウェアの充実、ソフト施策については、【基本方向⑨】で示すとおりです。</p> <p>(P75～77,107～110)</p> <p>現在、具体的に進行しているハード施策は周南緑地(東・中央緑地)の運動施設の大規模修繕・更新となり、これについては第Ⅴ章に記載しています。(P128)</p>
26	<p>第Ⅳ章 【基本方向④】 (P98) 【基本方向⑤】 (P101) 【基本方向⑥】 (P103)</p>	<p>企業の持つ「工場内の緑地」の保全や「企業の持つ運動施設」の利活用を公民連携のひとつに位置付けてはどうだろうか。企業のもつ運動施設はある調査では周南市の公園緑地の1.1倍の面積に上るといふ指摘もある。</p>	<p>「工場内の緑地の保全」については、【基本方向⑤】【基本方向⑥】にて位置づけています。また、「企業の持つ運動施設の利活用」については、【基本方向④】において、公共用地と民間用地の一体的な活用について記載しています。</p> <p>(P98,101,103)</p>
27	<p>第Ⅳ章 【基本方向④】 (3)公共グラウンド 等の活用 (P99)</p>	<p>学校のグラウンドは地域によって位置づけが異なる。公園施設の充実していない和田地区などの場合、小・中学校のグラウンドがオープンスペースあるいはスポーツ施設として重要な役割を果たしている。実績または事例として記載することはできないか？そうすれば具体的にイメージできる。</p>	<p>地域ごとに緑とオープンスペースの確保状況が異なるため、これに伴い学校グラウンドの重要度も地域ごとに異なる状況であると推察できますが、学校グラウンドそのものは市内全域で同様の利活用がなされています。その役割がイメージしやすいように本文の内容を修正します。</p> <p>(P99)</p>

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市緑の基本計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
28	第IV章 【基本方向⑨】 (1)参画と協働のまちづくりの推進 (P107)	ゆめ花博の成果を活かしたまちづくり活動支援事業の施策の概要で「得られた成果」とは何か？<実績>として今後の協働を推進するために具体的に記載したほうがどのようなものかイメージしやすいのではないかと？ 例えば西緑地の池の浄化などは行政と地元企業の協働の一例となると考えるが、これを位置づけてはどうか。	山口県より示された山口ゆめ花博の成果として、 (1)花と緑を活かした地域づくり・まちづくりの推進 (2)県民活動の活発化と人材育成 (3)公園等の地域資源の新たな利活用 が挙げられており、これらの視点を1つ以上取り入れた活動について補助金を交付しています。 <実績>は令和2年度の補助金交付対象事業について追記します。 また協働の一例となる事例については、今後も<実績>として記載します。 (P107)
29	第IV章 【基本方向⑩】 (2)緑に関する知識・技術の普及 (3)緑や環境に関する学習 (P112)	【基本方向⑩】(3)緑や環境に関する学習 施策の概要に<実績>を示してほしい。	【基本方向⑩】 (2)緑に関する知識・技術の普及 (3)緑や環境に関する学習 に、講習会の開催数や樹木名板の設置公園数などの<実績>を追記します。 (P112)
30	第VI章 1.都心部区域 (P135)	1.都心部区域 <表題>臨海部コンビナート ⇒太華山から望む臨海コンビナート	写真表題の記載を変更します。 (P135)
31	第VI章 1.都心部区域 (P144)	“自然公園地区”の凡例はあるが、図中に記入なし	自然公園区域の図中表記が分かりにくいいため、表記方法を修正します。 また、旗揚げされた記載内容についても修正します。 (P144)

第33回周南市都市計画審議会(書面開催) 周南市緑の基本計画(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
32	第VI章 2.西部地域 (P145)	P145に〔湯野温泉足湯〕の写真が有るが、この写真は以前のもので、現在は改築され新しくなっている。ほかの写真も今一度チェックされたらどうか。	「湯野温泉足湯」の写真を新しいものに差し替えます。また他の写真につきましても、再度チェックし、新しいものに差し替えます。 (P145)